

# 出雲市立多伎中学校の教職員のハラスメント防止等に関する指針

令和7年4月1日

出雲市立多伎中学校

## 1 目的

この指針は、出雲市立多伎中学校（以下「本校」）での教職員のハラスメントの防止と排除のための措置やハラスメントによる問題が発生した場合に、迅速かつ適切に対応するための措置について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

この指針の中の用語の定義は次のとおりとする。

- (1) **教職員** 本校に勤務する全ての教職員
- (2) **ハラスメント** セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他のハラスメント
- (3) **セクシュアル・ハラスメント** 本校での生徒又は教職員を不快にさせる性的な言動であり、他人に不当な不利益や身体的・精神的苦痛を与えるもの
- (4) **パワー・ハラスメント** 職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、本校において生徒又は教職員に対して行われる、職務上必要かつ相当な範囲を超えて、人格や尊厳を侵害し、精神的もしくは身体的な苦痛を与える又は学習環境や勤務環境を害する言動
- (5) **妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント** 本校における教職員に対する妊娠、出産又は妊娠、出産、育児若しくは介護の制度に関する言動により相手を不快にさせたり、不利益を与えたりすること、そうした言動により教職員の職場環境を害するもの
- (6) **その他のハラスメント** セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント以外のもので、本校において行われる生徒又は教職員を不快にさせる言動であって、他人に不当な不利益や身体的・精神的苦痛を与えるもの
- (7) **監督者** 本校の校長、教頭

## 3 教職員の責務

- (1) 教職員は、生徒及び教職員に対してハラスメントをしてはならない。
- (2) 教職員は、ハラスメントをなくすための事項等について、十分認識して行動するよう努めなければならない。
- (3) 監督者は、良好な学習環境及び職場環境を確保するため、日常の指導等により、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントによる問題が生じた場合や、ハラスメントに関する苦情の申し出や相談(以下「苦情相談」)が生徒又は教職員からあった場合には、苦情相談に関する問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。

#### 4 校長の責務

- (1) 校長は、ハラスメントの防止に関し、必要な措置を取るとともに、ハラスメントやハラスメントによる問題が発生した場合には、必要な措置を迅速かつ適切に取らなければならない。
- (2) 校長は、ハラスメント防止等に関する指針を作成し、校内での周知及び生徒、保護者に説明しなければならない。
- (3) 校長は、校内に複数の相談員（原則として女性、男性各1名以上を含むこと。）を置き、相談員の氏名を教職員、生徒、保護者に対して周知しなければならない。
- (4) 校長は、毎年度当初に相談員を出雲市教育委員会（以下、「教育委員会」）に報告しなければならない。年度中途に異動があった場合はその都度、速やかに報告しなければならない。

#### 5 研修等

校長は、教職員に対し「出雲市立小・中学校等の教職員の服務規則」第3号第38条及び本指針の周知徹底を図るとともに、ハラスメントの防止等に関して必要な研修等を実施する。

#### 6 苦情相談

- (1) 生徒、保護者、教職員は、苦情相談を行うことができる。
- (2) 苦情相談は、相談員又は監督者のほか、教育委員会に対しても直接行うことができる。
- (3) 苦情相談は、ハラスメントの直接の被害者だけでなく、被害者に代わって他の生徒、保護者、教職員も行うことができる。

#### 7 苦情相談への対応

- (1) 監督者は、生徒、保護者、教職員から苦情相談を受けたときは、事実関係の確認、相談者に対する助言、関係者に対する指導及び必要な調整を行うなど、問題を迅速かつ適切に解決するよう努めなければならない。
- (2) 相談員は、生徒、保護者、教職員から苦情相談を受けたときは、速やかに監督者のいずれかに報告するとともに、監督者の指示のもと問題の解決に協力する。
- (3) 問題の解決にあたり、相談員等は、迅速な対応を心がけるとともに関係者のプライバシーや名誉その他の人権の尊重に十分留意しなければならない。
- (4) 監督者は、苦情相談を行った生徒、保護者、教職員、事実関係の確認に協力した生徒、保護者、教職員に対応した監督者又は相談員が、不利益を受けることがないよう十分配慮しなければならない。
- (5) 監督者及び相談員は、苦情相談に関する秘密を漏らしてはならない。
- (6) 監督者は、苦情相談があった場合には、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

## 8 体制の整備

校長は、研修等の計画・実施や苦情相談への対応について、校内の相談員又は監督者等と相互に連絡調整等を行うため、定期的な会議の開催又は組織の設置など、必要な体制の整備を図る。

## 9 その他

この指針に定めるもののほか、ハラスメント防止及び排除に関し必要な事項は、校長が別に定める。

この指針は、令和7年4月1日から施行する。

### ※令和7年度の相談員

#### 【多伎中学校】

|      |  |
|------|--|
| 教諭   |  |
| 教諭   |  |
| 教諭   |  |
| 事務職員 |  |

#### 【出雲市教育委員会】

|           |  |         |
|-----------|--|---------|
| 学校教育課長補佐  |  | 21-6880 |
| 学校教育課主査   |  | 21-6880 |
| 児童生徒支援課主任 |  | 21-6324 |
| 児童生徒支援課係長 |  | 21-6324 |